

戦後ドイツ社会民主党における 「倫理的社会主義」と「自由な社会主義」

安 野 正 明

はじめに

戦後ドイツ社会民主党 (SPD) 史に関心を持つ者は、特にゴードスベルク綱領と呼ばれる1959年に制定された基本綱領をめぐる諸研究において、「倫理的社会主義 (Ethischer Sozialismus)」と「自由な社会主義 (Freiheitlicher Sozialismus)」という概念がよく使われていることに気付くであろう。しばしば、この二つの概念はその内容や違いについて明確に説明されることがなく、戦後 SPD の綱領的革新に対する寄与が強調されることが少なくない。

本稿の目的は、1959年のゴードスベルク綱領制定に寄与したとされる「倫理的社会主義」と「自由な社会主義」が、いかなる社会主義的潮流として形成され、戦後 SPD の綱領論議にいかなる影響を与えたかを検討することである。

ところで、倫理的社会主義という概念は、言うまでもなく、社会民主党史において戦後に新しい概念ではない。第一次世界大戦前から社会民主党の中には、新カント主義によって刺激された倫理的要求に基づく社会主義の基礎付けの試みがあった。これは修正主義と結合して正統派マルクス主義と対立し、「倫理と社会主義」をめぐる論争が繰り広げられた。この論争が生じたのは、公式的にはカウツキーに代表される正統派マルクス主義が勝利を収めたにもかかわらず、「出来事に対する純粹に決定論的な見方、どんなところにもただ『鉄の必然性を持った歴史』だけを見て、人間の意志の力のもつ創造的意欲には全然余地を残さなかった見方、こうした

見方の正当性に対する強い疑念」(フリードリヒ・シュタンブファー)がSPDの広範な層に存在していたからであった¹。

このような「疑念」を共有しながらも、シュタインベルクの研究が明らかにしているように、ドイツにおける倫理的社会主義には様々な立場と潮流があった。が、ゴードスベルク綱領制定に至る戦後ドイツ社会民主党史の文脈においては、「倫理的社会主義者」とは、ゲッティンゲン大学で哲学を講じていたレオナルド・ネルゾンの弟子達で、ゴードスベルク綱領の起草に関与したヴィリ・アイヒラーを中心とする人々を指してかなり限定的に用いることが一般化している。アイヒラーは、戦後一貫して新基本綱領制定の必要性を訴え、1955年3月に設置されたSPDの基本綱領委員会の委員長をつとめ、ゴードスベルク綱領の制定に貢献した人物である。

SPDの戦後の綱領問題について最も詳しい研究者にして党員の一人であるトマス・マイヤーは、「ヴィリ・アイヒラー：ゴードスベルク綱領の父」と題する論考で、ゴードスベルク綱領の基本的価値²において、アイヒラーが倫理と政治を仲介することによって、以前は対立していたSPDの様々な理論潮流の和解が達成されたと評価している³。

このような評価をふまえて、第1章ではアイヒラーに多大の影響を与えたネルゾンの思想と、いかなる「倫理的社会主義」が戦後SPDに接合してSPDの綱領的革新に貢献していったかを押さえる。

社会主義に「自由な」(freiheitlich, liberal)という形容詞を付けることはヴァイマル時代からあったが、後段で論ずるように、ゲルハルト・ヴァイサーやカール・シラーによって代表された「自由な社会主義」は、その内容においても唱道者の込めた意図においても、戦後になって新しく登場した理念である。第2章では、この「自由な社会主義」の系譜と戦後SPDの綱領的革新に対する「自由な社会主義」の貢献を考察する。その際、「自由な社会主義」を掲げた人々の多くが経済政策家であったことに注目して、ケインズ主義的政策の社会主義的適応をめぐる亡命期の摸索から、「自由な社会主義」が社会民主党の綱領的革新を促す勢力として形成され

て行く経緯を追う⁴。

以上を受けて第3章では、1954年のベルリン党大会における行動綱領の改訂において、この二つの潮流がどのような関係にあったのかを考察し、提示した課題に答えたい⁵。

1 「倫理的社会主義」と戦後ドイツ社会民主党

ネルズンとアイヒラーの関係について、アイヒラーの伴侶となったズザンネ・ミラーは、ネルズンが魅力に富む教師であったこと、「わが義務をなせという確信に基づいて行動する」という倫理的基礎付けがアイヒラーをはじめとするネルズンの弟子たちに特徴的であり、ネルズン哲学がアイヒラーを通じてゲーデスベルク綱領に影響を与えていたことを強調している⁶。

また、アイヒラーの著作集の編集に携わったシュルトハイスは、ネルズンの抽象的な体系は、何よりも時代の体験を加味したアイヒラーの再構築の営みによって豊かにされ、具体化され、社会民主党の政治的行動や組織に影響を与えていった、と述べている⁷。

このように、ゲーデスベルク綱領制定に主導的な役割を果たすアイヒラーを代表とする「倫理的社会主義」の潮流にとって、1927年に亡くなったネルズンの影響力が大きかったことはよく指摘されている。しかしその際には、ネルズンの思想と行動、アイヒラーのネルズン受容の戦前と戦後における連続・非連続については十分な説明がなく、「倫理的社会主義者」に対するネルズンの影響力の大きさが強調される傾向がなきにしもあらずである。その結果、ネルズンの思想とゲーデスベルク綱領との間に、直接的関連性があると考えてしまうこともあるのではないだろうか。それは適切な理解であろうか。

レオナルト・ネルズン (1882-1927) は、ヤコブ・フリードリヒ・フリースの強い影響を受け、カント哲学の伝統である批判哲学の復興に努めたと

いう点で新カント派の流れをくんでいた。と同時に、人間の理性に絶対の信頼を置き、理性的に自己決定をする能力こそ人間の尊厳であると考えていたという点で啓蒙主義の息子でもあった⁸。

本稿は哲学者ネルゾンの思想と人間の全般について論ずることが目的ではなく、筆者にはその資格も能力もない。しかし、アイヒラーを介してのネルゾンのゴードスベルク綱領への影響が強調される以上、ネルゾン受容の連続・非連続を含めてアイヒラーがネルゾンからいかなる影響を受けたのか、それが戦後のSPDの変化と綱領論議においていかなる役割を果たしたのかの吟味は、ゴードスベルク綱領制定過程に関心を持つ者にとって避けて通ることは許されないであろう。

1 ネルゾンとアイヒラー

(1) ネルゾンの思想と行動

本稿ではアイヒラーとゴードスベルク綱領への影響評価という観点に限定して、レオナルド・ネルゾンの思想と行動を検討する。1959年のゴードスベルク綱領において「倫理的社會主義」的構想が強く現れていると主張されるのは、ネルゾンの弟子たるアイヒラーの影響下に、ゴードスベルク綱領において「自由、公正、連帯」が「社会主義の基本的価値」と位置づけられたことに一つの根拠を持つ。

ここでは、ネルゾンの思想とゴードスベルク綱領とのつながりを考えるための取りかかりとして、公正 (Gerechtigkeit) という概念に注目したい。というのは、「公正は法である」 (Gerechtigkeit ist Recht) と述べたように、公正はネルゾンが特に重視した概念であったからである。彼によれば、公正とは、各自がお互いに恣意的自由を抑制するために求められているルールであり、「人格の平等」を意味するに他ならなかった⁹。

そして公正という理念を重視することから、各人に教育の機会を与えることが最重要の政治目標として掲げられた。ネルゾンは各人が自発的に判断し行動できるようになることが大切であると考えていた。「人間

の尊厳」とは、彼にあっては、自発的かつ理性的に決定する能力であった。そのためには教育が必要不可欠であり、すべての人に教育の機会均等を実現することは、まさに公正という理念の要求であった。

ネルズンの考えでは、経済的福祉と教育を天秤にかけた場合、教育の方に高い優先順位が与えられていた。なぜなら、経済的充足は自発的行動なしでも与えられ得るが、教育に対する関心が満たされるためには自発的行動が必要であると考えられたからである。このような価値判断から、教育の妨げとなる障害を払いのけること、すべての人に対して教育の機会均等を実現することが何よりも強く要請され、それは平等の理念とも結びついていたのである。

また、教育を通じて人間の自発的行動を抑圧するものを除去することは、人類愛や自由の理念にも係わるのである。すなわち、ネルズンにおいては、公正の重視から教育が優先的課題として掲げられ、教育を通じて公正、自由、平等、人類愛という理念は、相互に関係づけられていたのである¹⁰。

これまでの議論で強調してきたように、ネルズンの思想において「人間の尊厳」とは自発的かつ理性的に決定する能力であり、人間の自発的行動を抑圧するものを除去することは、重要な使命と位置づけられていた。そして、その使命のための闘争の第一の標的とされたのがキリスト教会であった。彼にとって、キリスト教会は精神の自由に対する抑圧機構でしかなかったのである。「人間の尊厳」とキリスト教会は、ネルズンに従えば両立できないのである¹¹。

ネルズンは徹底的な反戦主義者であった。第一次世界大戦中も、ナショナリズムの虜にならず、学生に対してもそのような観点からの指導を心がけていた。彼はゲッティンゲン大学で私講師を務めていたが、第一次大戦後の精神的方向性の喪失・アナーキーの状況を危機ととらえ、狭いアカデミズムの中に教育活動の場を限定することを拒否し、1919年に国際青年同盟 (Internationaler Jugendbund, 以下 IJB と略) を結成した。

政党に發展させる野心を持ってネルズンは IJB を結成したのではなく、参加を決意した青年達を彼の思想に刻印された、将来の指導者として厳しく教育する学校とすることを欲していた。正しい目標を明晰に認識し、その目標を貫徹する強じんで純粋な意志を持ち、必要な手段を行使できる組織能力も兼ね備えた人物こそ指導者にふさわしいとされた。動物の生存権を尊重し肉食生活を送る、理性の行使を損なわないための禁酒、教会を精神抑圧機構と断じて脱退を求める、これらを加入に際しての最小限の要求としてネルズンは青年達に課した。また、彼の組織においては指導者原理が徹底されていた¹²。

「わが義務をなせという確信に基づいて行動する」という倫理的基礎付けが、ネルズンのグループには特徴的である。ネルズンは、弟子達に、家族との繋がり、個人的な願望の放棄、要するに自己実現一般の断念を求めたが、それは倫理的に基礎づけられた目標のための闘争における連帯体験によって補われるものであった。自己実現に対する諦めを通じてのみ、幸運の賜物ではない倫理的自己信頼が獲得されるというのである¹³。

ネルズンは「倫理と政治の結合」を弟子達に説いた。「倫理的現実主義」(Ethischer Realismus) と題する論考にあるように、ネルズンは理想主義と現実主義の対立の止揚を課題としていた。理想主義とは「ある理念の提示を通じての意志の決定」であり、「魂の純粋性」の現れであるが、他の理念に理解を示せぬ熱狂主義者になってはならない。また、「魂の純粋性」に何の考慮も払わず、成功の為に何をしたらいいのか考えない現実主義者になってもならない。熱狂主義者でない理想主義者は現実主義者であると説き、ネルズンは理念の妥協無き貫徹に固執することを戒め、妥協を恐れず、行動することを弟子達に奨励した。ヨーロッパ文明が未来を持つためには理想主義と現実主義の神聖同盟が必要であり、熱狂主義者が理想主義を、エゴイストが現実主義をそれぞれ独占する状況を打破しなければいけないとネルズンは教えた¹⁴。

ネルゾンの弟子達が現実逃避的な哲学者にならなかったのは、師の説く「倫理的現実主義」が道徳的法則から政治的行動への架け橋となったからであり、弟子達にとっては「倫理的現実主義」の発展こそゴードスベルク綱領の基本的価値と基本的要求に他ならなかった¹⁵。

象牙の塔にこもる学究としてよりも、「教育者」としての使命感と魅力ネルズンは強く持っていた。そして、たとえ少数とはいえ、アイヒラーを始めとする青年達にネルズンは強い刻印を残したが、IJB への加入条件を見ても、IJB の組織や運営を見ても、ネルズンの学校には誰でもが気軽に入れるのではなく、排他的でエリート主義的な色彩が強く現れていたことに注目したい。

マイアーは、ネルズンの教えの核心は一貫したヒューマニズムにあり、正義の社会におけるあらゆる人間の等しい尊厳の実現をネルズンは重視していたと述べている¹⁶。この指摘が誤っているとは言えないが、「人間の尊厳」や「人格の平等」と言う場合、ネルズンは決して結果としての平等、あらゆる特別待遇の排除を主張していたのではないことは押さえておくべきであろう。ネルズンが「人格の平等」のもとで否定したのは、「質的な差異」によらざる特権的な優遇であって、換言すれば「質的な差異」から正当化できる特別待遇は是認されるのである¹⁷。ここから、「人間の尊厳」や「人格の平等」とは矛盾しない自己理解のもとに、指導者養成を目標としたネルズンのグループのエリート主義が現れることになった。

このような思想は、ドイツ革命後のヴァイマル民主主義に対する微妙な対応をもたらさざるを得なかった。民主主義を人間の尊厳や人権を擁護する思想と見なす場合、ネルズンは決して反民主主義者であったとは言えない。しかし、現実にはヴァイマル共和国に導入された多数決決定の制度としての議会制民主主義は、「質的な差異」を考慮せず、能力無き者にも有能な者と等しい参加と決定の権限を与えることにより、相対化してはいけぬ倫理的価値であっても、多数決により相対化したり、否

定したりすることがあり得る。そうなった場合、多数決によっても変更されてはならない価値や法治国家的秩序と議会制民主主義とは相容れなくなってしまうとネルズンは考えた。すなわち、ネルズンは、「人格の平等」や「相対化されざる倫理的価値」を多数決原理によって危険にさらす制度として、議会制民主主義を否定する立場に立っていたのである¹⁸。

ネルズンは弟子を動員して共和国破壊活動を展開したということではなく、むしろ右翼の攻撃からはヴァイマル共和国を擁護する側に立ったが、「反議会制民主主義的共和主義者」としてヴァイマル共和国に向かい合っていたのである。ネルズンが率いた組織に指導者原理が貫徹されていたことはすでに言及したが、議会制民主主義を拒絶したネルズンが肯定したのは指導者国家であった。彼は指導者原理を法治国家に適合的と考えており、同時に社会主義者であることにも矛盾を感じてはいなかった。

そこでネルズンの社会主義が問題となるが、彼が共感を寄せていたのは、倫理的社会主義の潮流には位置づけられないフランツ・オッペンハイマーが唱えていた社会主義であった。オッペンハイマーは、資本主義の搾取関係は生産手段の私有化それ自体によって生ずるのではなく、「二人の労働者が一人の企業家に盲従し、お互いに値を下げる」ことを通じてはじめて生ずるのであると考え、生産手段の社会化や国有化を社会主義と定義することを批判した。

彼は近代資本主義の起源を土地囲い込みに見ており、大土地所有の除去によって資本主義的階級国家の克服は可能であると考えた。彼が求めていたのは自由と平等を同時に実現するユートピアのような社会秩序であったが、自らはそれを「自由社会主義」(Liberalsozialismus,あるいはLiberaler Sozialismus)と呼んでいた¹⁹。

ネルズンは彼の哲学的研究によってオッペンハイマーの構想を実現する道を開きたいとの願を持っていたと言われるほど、深くオッペンハイマーに傾倒していたが²⁰、ネルズンの社会主義観の特色は「分配の公正」

を重視していたことであり、そのために私的所有を制限する社会秩序原理として社会主義を理解していた。そして社会主義と区別される共産主義を、私的所有（少なくとも生産手段の私的所有）を排除する社会秩序原理と位置付けていた。ネルズンは、強大な権力となって人間を抑圧する私的経済活動の自由は認めなかった。しかし、生産手段の私的所有を認めない共産主義的な社会においては、国家官僚による介入と強制的割当が不可避となり、「自由な自己決定と人間の尊厳」が蹂躪されかねないという懸念をネルズンは強く持っていた。その脅威は「高い文化的能力を有する者」にとって一層深刻であると受けとめられていたのである²¹。

以上のような観点から、ネルズンは共産主義を否定した。またネルズンは、マルクスによって展開された史的唯物論を観念論に対する意義深い進歩であると評価したが、史的唯物論は歴史的な事実を歪曲し、人間の社会生活の目標設定に際し倫理を排除するという誤りを犯したと批判した。マルクス主義は、歴史の経過からどのような形態を将来社会が取るようになるか直接結論づけられると考えたが、そのようなことはネルズンによれば不可能であった²²。

ネルズンは、自らの政治的態度を「革命的修正主義」と自己規定していた。「革命的」というのは国家と社会における反共和主義勢力に対する反対であり、「修正主義」というのはカントやフリースの批判哲学の理念に立脚したマルクス主義否定と、政治の道德的目的の教義を通じての社会主義の基礎付けを意味していた。その基礎付けの一つは、唯物史観はカントに照らして考えると哲学的後退であり、総じてマルクス主義とは人格の自由を認めない集団主義なので受け入れられないという考えである。

また、物質的利益で労働者を階級闘争に動員することに対する反感がネルズンには強かった。彼にとって社会主義とは、倫理的に基礎付けられた法秩序であり、社会秩序であった。そして、よりよい社会秩序は高

度な教育のための絶えざる努力なしには実現不可能で、その場合教育とは単なる知識や技巧ではなく、社会に対する義務感と責任意識を呼び起こすものとして特に重視されていた²³。

(2) ヴァイマル時代のアイヒラー

1921年から1927年のネルゾンの死の時まで、その秘書を務めていたアイヒラーは師たるネルゾンの忠実な弟子であり、その強い影響下にあった。この時期のアイヒラーが師のネルゾンから継承した思想や行動原則として指摘されているのは、倫理学の学問的基礎、社会における平等で自由な正しい状態の実現としての社会主義の希求、社会主義のドグマ化の拒否、史的唯物論と社会主義的労働運動に対する批判、議会制民主主義批判、反教権主義、菜食主義・禁酒・責任ある生活形成を社会主義的要求として遵守することなどである²⁴。

ネルゾンは議会制民主主義に対しては否定的であったが、社会主義者であるという確固とした自覚をもっており、それゆえに多くの批判を持っていたにもかかわらず社会民主党に入党し、弟子達にも同じ道を歩むように要請した²⁵。アイヒラーが政治の世界に身を投じるようになったのは、「倫理的現実主義」を掲げるネルゾンとの出会いが決定的に重要であった。

アイヒラーは1923年に SPD に入党したが、議会制民主主義を通じて社会主義の実現を図るという主張を幻想であると退けていた。ネルゾンとその弟子達は、議会制民主主義を原則的には拒否していた。にもかかわらず、議会選挙への参加を拒否しなかったのは、演説の仕方など、あくまで政治活動訓練の場として利用価値があると考えたからに過ぎない。アイヒラーもまた、そのような立場からヴァイマル時代の選挙に関わっていた²⁶。

ネルゾンにとって、キリスト教会は精神の自由に対する抑圧機構でしかなかったということはすでに指摘したが、彼の影響を受けて IJB のメ

ンバーは強い無神論的傾向を持ち、労働者を大挙して教会脱退に動かそうとする活動が熱心に展開されることになった。第二次大戦後、SPDとカトリック教会の和解のために尽力したアイヒラーを知るものにとっては信じがたいほどに、彼もまた熱心にこの運動に身を投じていた。その追隨者と言うよりは、先頭に立つ一人であった。

アイヒラーは、エアフルト綱領以来の「宗教は私事である」というSPDの教会政策の基本原則でさえ、国家と社会における教会の権力的地位を容認したものであるとして批判してはばからなかった。彼は、ライヒでもラントでも、カトリック中央党との連立に妥協的になるSPDの教会政策全体を拒否していた。彼はプロレタリア無神論者同盟を始めとする無神論者の運動団体に関与し、積極的な反教会活動を実践していた。

SPDのなかには、カトリック教会との協力と関係改善を考慮して、社会改良のための社会主義的理念は「世界観的拘束」から自由である、つまり社会主義は排他的「世界観」ではないと主張する向きもあったが、アイヒラーはカトリックの権力を意識して、それは「自殺の提案」であるとはねつけた。この時期のアイヒラーにとって、社会主義がカトリックと対抗し相容れることのない「世界観」であるべきことは自明であった²⁷。

アイヒラーにとって、倫理は社会主義の根幹を成すものであるが、教会は倫理と宗教を混ぜ合わせ一体のものとして自らの支配下におこうとするがゆえに許せなかったのである。教会は罰則を伴った義務を人間に科すが、それは人間の自由意志を尊重せず、人間のためでなく、教会自身のためにそれを行うのである。子供や青少年は影響を受けやすいがゆえにそのような教会から遠ざけられるべきで、教育は教会から切り離され、国家が担う仕事であるとアイヒラーは主張した。このような立場から、アイヒラーは「宗教と倫理の分離」を厳格に求めた。アイヒラーが宗教社会主義者と一線を画していたのは、彼らがこの分離を徹底できないと見なしていたからであった²⁸。

IJB の妥協無き反キリスト教会政策（特にカトリックに対して）が、SPD の中でのアイヒラー達の活動を困難にしていっていった。1925年の大統領選挙の第二次投票で、SPD が自党のオット・ブラウンを引き下げて、カトリック中央党のヴィルヘルム・マルクスに投票することにした決定に IJB は激しく反発した。これが引き金となって IJB は最終的に SPD と決裂することになり、1926年1月、独自の政党としての 国際社会主義闘争同盟（ISK）が結成されることになった。ISK は前身の IJB と同様、選挙で成功して大衆政党化することを拒絶し、ヴァルケンミューレに設置した教育研修所でのセミナー等の教育活動に力を入れ、少数の青年エリートの養成のための訓練を重視していた。

1927年、指導者のネルズンが死去し、後継者には教育学者として名を成すことになるミンナ・シュベヒトが就任した。彼女とアイヒラーの ISK の指導をめぐる関係についてはつまびらかではないが、シュベヒトはヴァルケンミューレの教育研修所での活動に主力を注ぎ、ISK 本部のゲッティンゲンに居住してなかったこともあって、ISK の政治活動についてはアイヒラーが主たる責任を担っていた。ISK は創立当時は300人程度であったが、生活の細部に及ぶ禁欲的で厳格な規律を課したこともあって党員は減少し続け、1929年には171人に減っていた²⁹。

2 亡命時代から戦後へ

(1) SPD への復帰

ISK は理論的にはヴァイマル民主主義に反対していたが、実際の行動においては、反ナチズム闘争を通じて、民主主義と自由の敵に対して戦っていたと言えなくもない。アイヒラーは1932年 ISK の機関誌“Der Funke”の編集長をつとめ、反ナチ統一戦線結成のため努力した³⁰。

ヒトラーの政権掌握後、アイヒラーは1933年にフランスに亡命したが、ナチズムの勝利は弟子達の間におけるネルズンの影響力を弱めはしなかった。1937年の ISK の綱領「社会主義的共和国」は60頁を越える

大部なものであるが、ネルゾンの影響が強く残っており、指導者により組織された政治アカデミーと協力して、社会主義的正義実現のための「社会主義者の独裁」を肯定していた³¹。

アイヒラーは1939年にイギリスに渡り、そこでオレンハウアー等ゾパーデ(社会民主党亡命指導部)と交流するようになった。ロンドンにはヴァイマル時代に分裂した社会主義運動の諸党派の亡命者も滞在しており、1941年3月「在英ドイツ社会主義諸組織同盟」(以後「同盟」と略)が結成された。代表世話人にゾパーデのハンス・フォーゲルが選ばれ、ゾパーデのエーリヒ・オレンハウアー、「新規まき直し」(NB)のエルヴィン・シェトレ、社会主義労働者党(SAP)のハンス・シューリヒト(後パウル・ヴァルター)、ISKのアイヒラー、労働組合のハンス・ゴットフルフトが世話人会のメンバーとなった。「同盟」の会合はお茶を飲みながらのくだけた話から始まって討論に移る形式を取り、世話人は過去の怨讐を越えて信頼醸成の方向にグループを向けてゆく努力をした。

しかし、ネルゾンの社会主義の影響は「同盟」結成後もアイヒラー達に強く刻印されていた。たとえば、アイヒラーは1942年秋の「同盟」の会合で「未来のドイツ労働者運動の形態と課題」という題で報告をしているが、ここでもヴァイマル時代のISK独特のエリート主義に立脚して、将来の社会主義政党を大衆政党にはならないと考え、多くとも10万人程度のよく訓練された党员からなる前衛政党として構想していた。その方が、活動的な個人の力を十全に展開して社会主義を迅速に実現しうるし、大衆を把握する組織としての役割は労働組合に委ねていけばよいとアイヒラーは主張した³²。このような考えに従えば、ISKがSPD再建に加わることは考えられず、この報告をしたところのアイヒラーにそのつもりはまったくなかった。

しかし第三帝国の崩壊後アイヒラーは、ISKの同志に再建されるSPDへの合流を呼びかけることになった。彼はSPDとの合同の方向にグループをまとめようとしたが、ISK内では相変わらず議会制民主主義

を肯定することに賛成せず、ヴァイマル時代の SPD の硬直的な官僚組織の復活、幹部への権力の集中を警戒する勢力も強かった。結局 ISK は各自が亡命中の体験と思索をもとに行動したのであって、全員がアイヒラーを中心にして一致して SPD に加わったのではなかった。戦後、アイヒラーと行動を共にしなかったメンバーも少なくなかった³³。

アイヒラーが ISK を解散して SPD へ復帰するにあたって、「現実的な生き残りのための打算」と「ネルゾンの社会主義からの脱却」のどちらの動機が強かったかは容易には答えられない。とまれ、心の奥深くにある思想・信条は別にして1945年に ISK の誰もが認めざるを得なかったのは、彼ら独自の統一社会主義政党新結成のための試みは挫折し、戦後独自の政党勢力として発展する見込みはないということであった。ISK は共産党との合同を最初から除外しており、実際問題として、ドイツ本国にまとまった支持基盤をほとんど残していなかった以上、SPD の再建に合流するより他に選ぶ道はなかったと思われる。

加えて、アイヒラー個人にとっては、ロンドン亡命時代に知己を得たエーリヒ・オレンハンアーに対する信頼と敬意が重要な役割を果たしていたと思われる³⁴。アイヒラーは帰国後、ケルンを拠点とする SPD の大支部中部ライン (Bezirk Mittelrhein) の委員長に就任したが、1946年の党大会で無給党幹部会員となり、オレンハウアーが党首となった1952年から1968年までの長きにわたって有給党幹部会員、いわゆる「書記局」(Büro)の一人となり、オレンハンアーの傍らで SPD の基本綱領問題や文化政策に深く関与するようになる。

(2) ネルゾンの刻印の「連続」と「非連続」

アイヒラーは、戦後社会民主党が立脚した議会制民主主義擁護をはじめとする諸価値とは一見相容れないように思われるネルゾンの教えのいかなる要素を、どのように戦後社会民主党の綱領論議に接続しようとしたのであろうか。また、何を捨て去ったのであろうか。この問題につい

での考察なくして、ネルズンからアイヒラーにつらなる「倫理的社会主義」のゴードスベルク綱領への影響について、その「連続性」を強調することは適切性を欠くと言うべきであろう。

アイヒラーは1953年に書かれたネルズン記念論文集で、ネルズンの「反民主主義」について以下のような弁明をしている。アイヒラーによれば、ヴァイマル時代にネルズンが民主主義を否定したのは、民主主義のもとでは基本的人権さえ数の支配に引き渡され、相対化されてはならない倫理的価値もが相対化されてしまうと危惧の念を抱いたからであって、ネルズンによる民主主義批判のこの側面はヴァイマル共和国の没落によってむしろ正しいことが証明されたのである。しかし西ドイツの基本法は、それによって保障されている人権を議会の決定によっても変更し得ないものと規定したがゆえに、ネルズンの議会制民主主義批判の根拠はなくなったというのである³⁵。

これは、アイヒラー自身の議会制民主主義肯定への「転向」の弁明でもあったと思われるが、戦後のアイヒラーの履歴を見ると、彼が連邦議会議員の議席を持ったのは1949～1953年の一期だけであったことは留意されて良い。党本部の中で綱領論議に耽っていたと言ったら礼を失するが、アイヒラーは決して議会政治家として積極的に活動することはなかった。議会制民主主義を尊重はしたが、たとえばアイヒラーが重要と考えた政治教育のためとは比較にならないくらい巨額のお金が、議会制民主主義のもとでは選挙のために浪費されることに憤りを持ち、彼は心底から議会制民主主義を賞賛する気持ちにはなれなかったと言われる。

とまれ、戦後のアイヒラーは議会制民主主義を肯定するようになっていたが、ヴァイマル時代にネルズンの影響下に顕著であった反キリスト教会はどうなっていたであろうか。

かつて社会主義インターナショナルは、教権主義・教会支配の問題、社会主義とキリスト教の関係を大会で議論したことはなかった。1951年6月のフランクフルト宣言でもこの問題は欠落していた。戦後社会主義

インターナショナルが再結成されたフランクフルト会議で、それを問題視したのはアイヒラーであった。ただしこの会議での彼のとらえ方は、フランクフルト宣言ではファシズムと共産主義を「全体主義」と批判しているにもかかわらず、ローマ・カトリック教会の「全体主義」について何の言及もないのはいかがかという問題提起であった。

アイヒラーによれば、この「全体主義」は神政政治の原理から導かれた国家理論に基づいており、国民主権の原則を認めず、その本質において民主主義や自由の敵であり、自由の理念の担い手としての社会主義の敵でもある。この敵に対して、社会主義者の共通認識と行動の指針が必要なのではないかとアイヒラーは呼びかけたのである。フランクフルト会議でのアイヒラーの議論は、ヴァイマル時代の彼を想起させる³⁶。

戦後は、オランダ・イタリア・オーストリア・ベルギー・フランスで、社会主義政党は国民の広範な層に影響力を持つカトリック政党と連立政権を余儀なくされていた。これらの国では、アイヒラーの問題提起とは別の次元で、社会主義と宗教の関係は重要な現実政治の問題となっていた。政治・社会生活の構造が宗教的な基礎を持ち、カトリック政党・プロテスタント政党が有力なアクターである「多極共存型民主主義」を形成していたオランダにおいては、特に社会主義とキリスト教の関係については関心が強かった。この国のベントフェルト（Bentveld）で、1953年3月9日から11日まで、社会主義と宗教・倫理の関係をテーマとする社会主義インターナショナルの初めての会議が開かれたのは、決して偶然ではなかった。

ベントフェルト会議の声明は「社会主義は現代社会における人間の非人間化に対する道徳的な抗議である。社会主義はすべての人間の人格的価値と平等同権、およびその精神的、政治的、経済的自由を無条件で認めることと分かちがたく結びついている。ゆえに、社会主義的政治とは倫理の実践的結果である」。そして、社会主義が人間の尊厳に相応しい条件を求めて戦う以上、社会主義は「世界を包摂する文化的運動の担い

手となる」であろうと宣言した。

そして社会主義と宗教の関係についてベントフェルト声明は、社会主義が宗教的信念や反宗教的信念に基づくものではなく、社会主義的原則に従った社会秩序を求める政治運動であることは留保しながらも、「ヒューマンイズムの力と同じく宗教的な力も、すべての国民の文化的伝統と倫理的原則を共に形成してきたことを社会主義は認める。ヨーロッパにおいては、キリスト教が社会主義思想の精神のおよび倫理の源泉の一つであることを、社会主義は認める」とうたったのである³⁷。

ベントフェルト声明とともに、アイヒラーは万人にとって共通の、宗教的にも根拠づけられ得る倫理的基礎を見いだそうとした。そして、キリスト教によって要請される社会的義務は、ヒューマンイズムに基づく倫理から導かれるものと同じであり、ここにおいてキリスト教と社会主義は結びつきうるとアイヒラーは考えるようになっていた。

イギリスでは非国教会運動のおかげで社会主義と倫理・宗教のつながりが絶えず保たれていたのに対し、ドイツでは事情が全く異なっていたとアイヒラーは歴史的な分析をしていたが、遅くとも1953年の時点ではヴァイマル時代のような反キリスト教会の姿勢は消えていた。かつてのように、倫理と宗教を峻別する思想も捨て去られていた³⁸。教会とのあらゆる協力・妥協を峻拒し続けたアイヒラーは、戦後はSPDと教会(特にカトリック教会)との和解を進める運動の先頭に立つことになった。これは、アイヒラーにおける大きな転換であった。

ここまで、反議会制民主主義と反キリスト教会における「非連続」を確認したが、アイヒラーに戦後も残っていたネルゾンの刻印と戦後社会民主党の綱領論議との関わりをさらに一歩進めて考える材料として、1950年党大会におけるカルロ・シュミットの演説「この時代の精神状況を前にしたドイツ社会民主党」に対するアイヒラーの批判を取り上げたい。

シュミットのこの演説は、決定論を否定してマルクス主義を相対化し、SPDを広い社会層に受け入れられるようにするにはどうすべきかを論

じた刺激的問題提起の演説として有名である。そしてクロツバッハは、1947年のツィーゲンハイン決議³⁹、後述する1954年のベルリン行動綱領の序文と並んで、この演説をゴードスベルク綱領に結実する社会主義の倫理的基礎付けを試みた重要なものと評価した⁴⁰。

ゆえに、なぜゴードスベルク綱領の生みの親の一人である「倫理的社会主義者」のアイヒラーがシュミット演説を批判しなければいけなかったのか、一見奇異に思えるのである。アイヒラーがまず批判の対象としたのは、シュミット演説の「人が特定の目標に従うか否かの決断は倫理的決断であり、それはその人独自の価値設定に基づいて下される決断である」という主張であった。アイヒラーによれば、これでは倫理的決断というのが自己の利益にかかわる主観的決断となり、社会主義のための闘いが個々人の恣意に委ねられることになるというのである。シュミットが「人は皆、自分の倫理を選び取る決断を余儀なくされる」と述べるとき、アイヒラーの懸念は一層増すのである⁴¹。

シュミット演説が、社会主義の恣意的解釈・運用を容認したというのはいき過ぎと思う。シュミットも彼なりに社会主義の倫理的基礎付けを試みたのであって、この演説を広い意味で倫理的社会主義の流れに含めることは可能であろう。しかし「倫理」のとらえ方に、アイヒラーとシュミットでは大きな違いがあったのである。アイヒラーは人の恣意を限界づける規範的義務を何よりも重視し、倫理的決断に入り込む主観的要素を極力押さえ、倫理的決断の背後に拘束的基本原則を置くべきであると考へた。その認識が、シュミットには欠落していると思われたのである。「倫理」を論ずる際の学問的方法の厳密性に固執し、社会主義の倫理的基礎付けの承認は社会主義を人の恣意に委ねることを意味するのではないという議論を強調するとき、アイヒラーは正にネルゾンの弟子であった⁴²。

また、スウェーデンやイギリスの福祉国家をソ連型社会主義に代わる新しい社会主義のモデルと見なし、福祉国家の実現を社会主義の目標と

することに、アイヒラーは強く反発していた。なぜなら、社会をより良き方向に変えるという社会主義は、根本においては、ものの考え方の変化 (Gesinnungswandel) を目標とすべきで、この目標は物質的な充足を保障する福祉国家の実現と同時に達成されるわけではなく、資本主義の不正を直せるものか疑問が残る福祉国家の実現と社会主義の勝利を同じことと考えることは許されないのである⁴³。

アイヒラーが戦後尽力した分野は、基本綱領への関与を除けば、戦後西ドイツの政治教育の充実と教育の機会均等、非ギムナジウム生に大学進学の道を開く「第二の教育ルート」(der Zweite Bildungsweg) の確立であった。ネルゾンの社会主義観において経済的充足よりも教育が重視されていることは前節で指摘した。ネルゾンによるこの刻印は、教育を重視し、ものの考え方の変化を期待し、社会主義を賃金上昇や生活の充足などの物質的・経済的利益を供与する以上の何かであらねばならぬとアイヒラーが考え続けたことに現れていたし、そこに「倫理的社會主義」の本質的な要求があったと評価できる。

小括

アイヒラーの著作集を編集したゲルハルト・ヴァイサーは、「戦後のアイヒラーはネルゾンの思想の少なからぬ重要な部分に批判的になった。しかし、学問と政治に対するネルゾンの功績については高く評価し続けた」と述べている。アイヒラーの SPD 本部の執務室にはネルゾンの写真が掲げられていた⁴⁴。

本稿で検討してきたように、ネルゾンのエリート主義的組織論、議会制民主主義やキリスト教会に対する攻撃的で否定的な態度を、戦後のアイヒラーは継承しなかった。しかし、アイヒラーはネルゾンの思想の強い影響下にある弟子であることを戦後も隠そうとはしなかったし、師に対する敬慕の念は生涯変わらなかった。

1953年に書かれたネルゾン記念論文集でアイヒラーは、「倫理と政治を

理論的および実践的に結びつけ、このことによって初めて、法的及び道德的に基礎づけられた社会の要求を満たす、社会における個人の最大限の自由と理性的な自己決定のための基礎を形成した」ことにネルズンの卓越した業績があると賞賛し、ネルズンの実践哲学は人間の尊厳を中心にすえていたのだと強調した⁴⁵。

しかしアイヒラーがネルズンを語る際には、ネルズンの反民主主義、指導者原理の肯定、反教会闘争は、おそらくは意図的に薄められ、あるいは隠されていた。アイヒラーはネルズンの民主主義批判を彼の思想の非本質的部分であり、時代限定性があったと弁明した。が、ネルズンの反民主主義、政治の道德的な破滅を避けるためと正当化されたエリート主義的な指導者原理の強調、反教会闘争は彼の政治思想の非本質的部分ではなかった。

にもかかわらず、戦後 SPD の綱領的展開においてネルズンが重視されるのは、彼の主張したマルクス主義批判の要点と「倫理と政治の結合」の延長線上に、決断としての社会主義、社会主義の主意主義的革新がアイヒラーらによってもたらされ、ゴードスベルク綱領につながっていったという位置づけが出来るからであろう。

1955年3月に基本綱領委員会が組織されてから後、どのような議論と経緯を経て1959年のゴードスベルク綱領に「社会主義の基本的価値」が刻印されることになったかの詳細な検討は、準備中の別稿で扱うのでここでは立ち入らない。たださしあたりここで指摘しておきたいのは、ゴードスベルク綱領でアイヒラーは「自由」や「公正」といった「基本的価値」の概念的基礎付けを問わなかったということである。基礎付けをめぐる様々な世界観や宗教によって見解が異なり紛糾せざるを得なかったが、「基本的価値」の内容とそこから導かれる要求において共同行動をとれば良いとしたのである。「基本的価値」の哲学的基礎付けでは一致できないことをお互いに認めあったうえで、実践において共有できるものを追求することを倫理的義務としたところに、ゴードスベルク綱領の「基本的価値」の画期的意義があった。これは「倫理的革命」と呼ばれたが、その背景には

アイヒラーが民主主義の崩壊と亡命体験を経て、社会的・歴史的過程の認識を重視して「基本的価値」をとらえるようになったことがあった。

すなわち、「自由」にしても「公正」にしても、ネルズンによる価値概念の哲学的基礎付けをゴーデスベルク綱領の「基本的価値」が採用しているわけではないのである。確かに、「基本的価値」という概念で社会主義を捉え直そうという試みはネルズンに帰すことのできる発想ではあったが、彼は社会学的考察を拒否し、倫理的問題を社会的問題と切り離して考えていた。ネルズンが「公正」や「自由」を「基本的価値」と規定したのは、アプリオリに人間の理性に備わっている価値と考えたからであって、「基本的価値」を社会的・歴史的過程の認識から導いたのではなかったことは留意されるべきであろう⁴⁶。

よって、ゴーデスベルク綱領の「基本的価値」を、ネルズンから発しアイヒラーによって発展させられた「倫理的社会主義」の「路線的勝利」とすることはいささか疑問であり、ネルズンのアイヒラーに対する影響についても、この章で指摘したような注釈と留保が必要であり、その「直接的連続性」を強調することは誤解を招く恐れなしとはしないということである。

2 「左派ケインズ主義」から「自由な社会主義」へ

「自由な社会主義」というシンボルを掲げて戦後社会民主党の綱領論議に深く関与した学者の一人であるゲルハルト・ヴァイサーは、「自由な社会主義」という概念によって何か新しい社会主義理論を打ち立てる意図などなかったと述べている。社会主義に「自由」という言葉を冠したのは、ボリシェヴィズムとは明確に区別された新しい方向付けを示すシンボルが必要であると考え、「自由」が今世紀前半の歴史において最も危機にさらされた理念であったから、社会主義者はそれをことさら重視しなければならないという意識からであったという⁴⁷。

本章では、「自由な社会主義」を掲げた政治家・学者が主として経済政

策家であったという事実に注目して、「自由な社会主義」が戦後社会民主党の革新に果たした意義を考察する。「自由な社会主義者」のすべてが必ずしも狭い意味での経済専門家であったのではないが、ヴァイサー、カール・シラー、ゲルハルト・クライシヒ、ルドルフ・ツォルン、ヘルマン・ファイト、ハインツ・ディートリヒ・オルトリープ、ハインリヒ・ダイストといった人々は、社会民主党の経済政策が戦後どうあるべきかに強い関心を持って社会主義の再検討を始め、その模索の過程で「自由な社会主義」と結びついていったのである。この模索は、すでに亡命時代に始まっていた⁴⁸。

1 完全雇用政策と社会主義をめぐる議論 — 「左派ケインズ主義」

1941年3月に結成された「在英ドイツ社会主義諸組織同盟」に参加した諸党派は議論を重ねて、1943年6月30日に綱領的文書の草案が一応まとまった。その過程で、戦後の社会主義経済秩序構想をめぐって以下のような議論が展開されていた。

1943年5月6日付けでゾパーデのゲルハルト・クライシヒは、経済問題の綱領論議のたたき台となる提案を行った。ここで彼が戦後の社会主義的経済政策の最優先目標として挙げていたのは、「最大限に到達可能な生活水準を基盤にしてのすべての国民の完全雇用の確保」（第9項）であった⁴⁹。完全雇用の実現が、社会主義的経済政策の最優先課題と位置づけられていたことに注目したい。

「社会主義的な原理に従った国家の経済・財政政策や社会主義的観点で計画的に誘導される経済」が要請されるのは、完全雇用という目的を実現するための手段であって、手段は目的に従属するという優先順位が明白に示されていた。市場経済や生産手段の私的所有を原則的に認めたとうえで、大銀行や独占企業の非私有化は公共に反する場合にむしろ例外的に要求されるだけで、同様の優先順位がこの問題においても念頭に置かれていた。計画とか非私有化も手段としてプラグマティックにとらえられており、彼

は「社会化」(Sozialisierung) という概念を使わず「非私有化」(Entprivatisierung) という概念を用いていた⁵⁰。

1945年11月に公表された在ロンドン亡命社会主義者の SPD 再建にあたっての綱領的文書の経済政策は、プラハ宣言にあったような伝統的な計画経済とクライシッヒの提案の曖昧な妥協であったが、亡命者の間では、社会化された経済部門の固有の役割も、伝統的な計画経済との境界も曖昧になっていたのである⁵¹。

誤解を恐れず単純化して言えば、クライシッヒの言う「社会主義的経済政策構想」とは、国家予算による財政政策を重視しつつ、レッセフェールの自由主義経済では達成不可能な完全雇用という目標実現のためにすべてを手段として奉仕せしむることを根幹に据えていたのである。世界恐慌後の大量失業を克服する経済政策の処方箋を、社会民主党は打ち出せなかった。それがナチズムに対する敗北につながったという認識を持っていたがゆえに、完全雇用の実現を社会民主党の経済政策の中心に置くという問題意識が強くなったのである。とすれば、社会主義とケインズ主義との関わりについての模索を避けて通ることは出来なかった。

つまり、すでに1943年にロンドンの亡命者グループの間では市場経済原理と生産手段の私的所有を原則的に認め、完全雇用を社会主義的経済政策の中心に置き、ケインズ主義を採り入れ社会主義と結合させようとした「左派ケインズ主義」とでも言うべき潮流が生まれ、戦後に引き継がれていったと考えられるのである。この問題を考える一つの方法として吟味に値するのが、「新規蒔き直し」グループの一員としてロンドンに亡命していたリヒャルト・レーヴェンタールがパウル・ゼーリングの名前で発表し、戦後間もなく広く読まれた『資本主義を越えて』(1947年)である⁵²。

この著作でレーヴェンタールは市場経済の理解についてはケインズの経済理論を受け入れ、マルクスとケインズの融合を試みた。レーヴェンタールにとってケインズの経済政策は、資本主義的条件下での計画だけでなく、計画経済一般の形態を意味していた。つまり、市場経済における国家の介

入を求めるケインズの経済政策は、レーヴェンタールの考えではすでに「計画経済」であった。資本主義と社会主義を分かちのは「計画経済」か否かではなく計画の目標であり、社会主義の計画目標は福祉であることにおいて資本主義とは異なるというのである⁵³。この本は、ロンドンでの亡命体験、亡命者の間での議論を経てレーヴェンタールの中でまとまった構想と考えて良いだろう。

この延長線上に位置づけられるのが、1954年に書かれた「ユートピアなき社会主義」と題する論文である⁵⁴。レーヴェンタールによれば、社会主義理論の課題とは現代の危機を克服するために社会主義運動が何をすべきか繰り返し問いを發し、経験に照らしつつ解決の方法を探ることである。この基本的課題意識に立脚するならば、1929年の世界恐慌に対して有効な現実的解決策を提示できず、ヒトラーの台頭を許したことに対する冷徹な反省を、社会主義者は戦後の出発点に置けなければならないとレーヴェンタールは主張した。

このような問題意識からすれば、社会主義者の基本的任務の第一は、現代の資本主義が勤労者に与えている存在不安や非人間的な隷属関係を克服することである。彼によれば、生産力の増大によって福祉国家の前提がすでにできているのと同じように、資本の集中と信用制度の発展によって完全雇用政策の客観的前提がすでに作られているということは重要である。

というのは、完全雇用と福祉国家が技術的政策的に可能であるとすれば、問題として残るのは、完全雇用と福祉国家を目指して政策を立案・実行するか、それとも他の目的、たとえば戦争経済のために行うかという純粹に政治権力の選択の問題である。イギリスやスカンディナヴィアの民主的社会主義は、完全雇用と福祉国家を一体のものと考え、現代産業社会における存在不安の問題を、国家の枠の中で可能な限り解決しようとした例として高く評価されるのである⁵⁵。

レーヴェンタールにおいては、戦後社会民主党の経済政策構想の変化は、計画経済・社会化政策からの転換、ないしは社会主義的経済政策の放棄で

なく、亡命社会主義者集団の中で議論されていたケインズの経済政策の社会主義的適用をめぐる試行錯誤の帰結としてとらえられるであろう。『資本主義を越えて』から「ユートピア無き社会主義」に至るレーヴェンタールの社会主義的経済構想は、基本的に連続していると考えていいのではないだろうか。問題は、このような社会主義的経済政策構想の社会民主党内における位置づけである。

市場経済原理の容認を越えて「計画経済」とか「社会化」という政策シンボルの放棄を主張し、「社会化」に代えて「経済権力に対する民主的参加」の要求を掲げた1948年党大会のルドルフ・ツォルンの演説は、党大会の代議員から強い批判を浴びた⁵⁶。これがよい例であるが、伝統主義的な党員大衆は戦後間もなくから「左派ケインズ主義」の経済政策家の議論を承認していたのではない。このような試みはオレンハウアーら党指導者の承認と激励をうけてではあるか⁵⁷、党大会ではさし当たり「少数派」として登場していたのである。

この潮流が、西ドイツ成立後のエアハルトの社会的市場経済の成功後、ないし連邦議会選挙での度重なる敗北後、「社会化」「計画経済」を放棄する過程で1950年代になって生まれたのではなく、亡命者の間で始まっていたこと、また、ツォルン演説のような例はあったが、基本的には「社会化」等の伝統的なマルクス主義的経済政策との断絶を明示的に強調することを避けつつ発展していたことに注目したい。

このこととの関連で言及したいのが、戦後社会民主党史の文脈では通常「党内左派のマルクス主義者」と位置付けられることの多いヴィクトア・アガルツである。戦後初代党首のシューマッハーは経済政策に関しては素人同然で、戦後間もなく彼に経済政策の指南役として影響力を持ったのはアガルツであった⁵⁸。

1946年の社会民主党再建党大会で経済政策演説を行う榮譽を担ったのは、このアガルツであった。この演説は資本主義批判においては過激で「マルクス主義的」であったが、具体的処方箋の提示においては「改良主義的」

色彩が強かった。市場経済原理は基本的に受け入れられており、それを前提としてアガルツの主張した「計画経済」とは、ソ連型の中央集権的統制経済ではなく「生産の規模と方向を規定する中央的影響」を必要とする経済体制であった⁵⁹。

続けて「社会民主党は、企業の経済的リスクを自己の責任で引き受け、自己の財産を担保にしてこのリスクを引き受ける意志のあるすべての者を支援し、保護する用意がある」と述べているように、私企業の自由な活動を原則的には肯定し、それを規制するのは独占的大企業・帝国主義的金融資本の成立を防止するため、むしろ例外的に行うべきという基本的立場を示していた。アガルツが「社会主義的計画経済の主要要求」として掲げたのは、国民の基本的必要の充足、雇用の確保、職場選択の自由、未来において社会的生産物は労働不可能な者に無償で与えられること、の4項目であった。また、「社会化」の対象もナチズムの犯罪に関与して責任があるとされた大企業・大土地所有に限定されており、手工業者・商人・農民は「社会化」の対象から明確に外されていたのである⁶⁰。

少なからぬ左派社会主義者は、1950年代に入ると活動の拠点を社会民主党から労働組合に移していった⁶¹。アガルツもその一人で、彼は1949年5月にハンス・ベックラーに請われて新設のドイツ労働組合総同盟（DGB）の経済研究所の所長に就任した。ここでアガルツは、1950年3月にケインズ経済学を専門とするイギリスの経済学者を招いて「完全雇用」というテーマで会議を主宰した。この会議の目的は、ケインズ主義を連邦共和国に適用するにはどのようにしたらいいかを検討することであった⁶²。

シューマッハーはアガルツを個人的には1952年8月の死の直前まで擁護していたが、それは決してアガルツが1950年代に入っても社会民主党の経済政策を代表していたということを意味しない。アガルツは1954年まではDGBで揺るぎない地位を保っていたものの、冷戦の影響はSPDだけでなくDGBにおける彼の立場も困難にしていっていった。「統一労組のイデオロギーはマルクス主義であってはいけない」というカトリック司祭ネループロイ

ニングの批判に DGB のフライターク議長も同調し、1955 年以後アガルツは DGB の連邦幹部会に招かれなくなった⁶³。

紆余曲折を経て、戦後初期の SPD の経済政策を代表したアガルツは 1958 年 12 月に SPD から、1959 年 2 月には DGB から除名されるに至った⁶⁴。アガルツの急速な台頭と凋落は戦後 SPD における「左派」の運命を象徴しているが、本稿の文脈で注目したいのは、完全雇用重視の立場から「党内左派のマルクス主義者」にあっても、市場経済原則やケインズ主義が無視されていなかったということである。

戦後社会民主党の個々の経済政策家の理論的な立場の共通点と相違点を厳密に検討した包括的な研究はまだないようだが、秩序理念として掲げられた概念や個々の政策に様々な違いがありながらも、また「派」としてのまとまった行動を取っていないくても、この章で言及する経済政策家は「左派」から「右派」まで、亡命と占領の時代においてある共通の方向を向くようになっていたと言えるのではないだろうか。その共通の方向とは、資本主義でもソ連型共産主義でもない「第三の道」を模索する過程で、完全雇用実現を社会主義的経済政策の主要課題とする観点から、ケインズ主義をどう取り入れるかを真摯に追及する姿勢である。「第三の道」の社会主義的経済政策を実効あるものとして再生するために、SPD とケインズ主義との結合をはかろうとする問題意識である。

SPD がこのような方向に向かうことができたのは、第一に、議会制民主主義に立脚して議会で多数派を掌握することによって経済政策の基本を定め、国家の予算・財政政策によって公共投資を行いつつ完全雇用や福祉国家実現等の目標を果たすという社会民主党の国家理解に基づく戦略と、ケインズ主義は調和するものと考えられたからである。第二に、ケインズ主義は所有問題についても、状況に応じて広い対応の余地を残すものと考えられていた。すなわち、ケインズ主義は社会化を必ずしも要請するものではないが、公的所有形態と決定的に矛盾するものでもないと理解され、政治的に信用を失墜した独占を社会化することはケインズ主義の下で許容

されることが考えられた。第三に、經濟危機と大量失業の克服に有効な処方箋をケインズ主義的經濟政策から導けると評価したからであった⁶⁵。

西ドイツ成立後は、少数派であった「左派ケインズ主義」がSPDの主流となっていく過程である。1949年の連邦議會選挙後、シューマッハーの指導下でいち早く野党の道を選択したSPDは、野党の政策綱領として16項目からなる「デュルクハイム条項」を発表した⁶⁶。その第8項には「原料産業と基幹産業の社會化によって、大所有者や経営者から政治的、經濟的權力を剥奪すること」という要求があるが、第1項に掲げられたのは「完全雇用政策による失業の克服」であった。

これを受けて、ヘルマン・ファイトが委員長を務める党の經濟政策委員会で作成され、1950年のハンプルクでの党大会で採択された「大量失業から完全雇用へ」と題する經濟政策指針は、いままで本稿で言及してきた「左派ケインズ主義」的經濟政策が、初めて党大会で社会民主党の公式經濟政策として認められた記念すべき党大会決議である⁶⁷。

この決議では完全雇用の実現に最優先順位が置かれ、それを前提にして健全な市場經濟のためのケインズ主義と限定的社會化との調和が模索されていた。完全雇用政策に重きを置かないエアハルトの「社會的市場經濟」に対抗する選択肢として、SPDによって掲げられたのがケインズ主義的な完全雇用政策だったのである。国家予算を通じての公共投資による雇用創出、公共投資の最優先順位として住宅建設、低金利政策等を掲げた「大量失業から完全雇用へ」は、1952年のドルトムント行動綱領、1954年のベルリンでの改訂行動綱領を経て1959年のバート・ゴードスベルク綱領に至る党の公式經濟政策の源流となった⁶⁸。

この時期、社會化政策が明確には否定されないにしろ、すでにかにSPDにおいて背景に退きつつあったかは、社会民主党系の学者であったオルトリープが1950年に書いた「ドイツにおける社會化議論の現状」という論文によってうかがえる。SPDの經濟政策の変化が、新自由主義者を始めとする多くの批判者から無視され、あいも変わらずSPDの經濟政策

＝社会化と受け取られていることに危機感を覚えたのが、この論文を書いた動機であった。

この論文でオルトリーブは、社会主義者によっても市場の秩序機能は承認されていること、資本主義の短所として景気変動や大量失業等による危機が生じうること、その解決のためにケインズ主義と社会主義的政策とは一致しうること、従来の社会主義が生産手段の社会化と計画を一体のものと考へて財産所有問題に一面的に集中しすぎたことは誤りであったこと、以前ほど社会主義的経済秩序と資本主義的経済秩序は対立するものではないことを強調している⁶⁹。

「大量失業から完全雇用へ」のような経済政策指針が打ち出された背景としては、1949年11月以来、社会民主党の連邦議会議員団と党の経済政策委員会との連携が実現し、基本的に前者に後者を適合させる形で経済政策委員会の改組が進んでいったことが重要であろう。連邦議会議員と党中央の経済政策委員を兼ねる有力者が増えていった。このことによって、閉鎖的な党官僚内部の社会主義的原則云々の議論よりも、議会を通じて政策形成を行う専門知識を持つ連邦議会議員団の活動がSPDの基本方針・政策に反映される枠組みが、1950年の党大会の前後に経済政策の分野ではできていったのである⁷⁰。

1951年4月1日、社会民主党幹部会と社会民主党連邦議会議員団幹事会の合同会議で、エーリク・ネルティンクは「統制経済に抗して」というテーマで報告を行い、「計画経済」という概念がどう説明しても社会民主党の否定する統制経済と結びつけて理解されがちな歴史的負債を負った概念であることを指摘し、「あいも変わらず『計画経済』について話すのが、戦術的に賢明か、よく考えるようにお願いしたい」と問題提起を行った。このネルティンクの報告はケインズ主義への転換を明瞭に促すものであり、この報告が社会民主党幹部会から政策パンフレットとして公刊されたことは、この演説の趣旨が社会民主党指導部の認知を得ていたことを示している⁷¹。

ネルティンクがこのような演説を行ったことは留意されるべきである。というのは、彼はアガルツと並んで、社会主義的新秩序を構想した戦後初期社会民主党の代表的な経済理論・政策家として知られるからである。彼はフランツ・オッペンハイマーの弟子として出発したことからうかがえるように、伝統的な社会民主党の世界から身を投じた人間ではなかったので、「計画経済+社会化=社会主義」というドグマ的で伝統主義的な経済政策に固執していた理論家ではなかったが、対立陣営からは「ミスター計画経済」と呼ばれ、そのような不適切なレッテル張りは彼の死後も残っていた。

ネルティンクは戦後初期においては「計画経済」や「社会化」を求めるシューマッハーの大雑把な経済政策構想、資本主義の運命に関する予測を共有してはいたが、党首も党も体系的な社会主義的経済政策など樹立できていないことを自覚していた。1948年のデュッセルドルフでの党大会で「社会化」に固執することを戒めたツォルンの演説を真剣な検討の対象に値するものと共感を寄せたのは、そのような自覚の下に彼自身が社会民主党の経済政策の方向付けについて模索をしていたからであろう。

その模索の帰結が、1951年4月の「統制経済に抗して」であった。それは、資本主義に内在的な制御手段としてでなく、社会主義的な変化を及ぼす介入手段としてケインズ主義的経済政策を位置付けようという構想が、ネルティンクにおいても中心的な位置を占めていたことを示している⁷²。

彼が死の数カ月前、次の節で触れるボーフムでの社会民主党経済政策会議におけるカール・シラーの「自由な社会主義」の立場に立つ経済政策構想を高く評価したのは、決して意外なことではなかった。シラーの構想は、ネルティンクによれば、計画と競争を通じて完全雇用と生産誘導を実現するための経済政策であり、ネルティンクが社会民主党に求めていた経済政策の明確な提示だったのである⁷³。

2 カール・シラーの「自由な社会主義」

1966年の大連合内閣の経済相として戦後初めて西ドイツを襲った不況を

克服し、有名な経済安定成長法の制定に中心的な役割を果たしたシラーは、しばしば「正統派ケインズ主義」の経済学者と評価されるが、彼自身は「自由な社会主義」の唱道者として戦後になって SPD に身を投じた経済学者であった。

シラーの考えでは、所有問題は「自由な社会主義」にとって二次的な政治的重要性を持つ問題に過ぎず、より重要なのは経済政策であった⁷⁴。彼は、ヴァイマル時代の SPD の悲劇は社会政策に重きを置きすぎ、純粋に資本主義内部の問題としての景気政策に関心を持たなかったことにあったと主張した。シラーはヴァイマル民主主義の崩壊に対する社会民主党の責任を、危機無き経済成長を実現する有効な経済政策を提示できなかったことにあったと考えたのである⁷⁵。

前節で言及したレーヴェンタールにも言えることだが、世界恐慌と大量失業を克服する有効な経済政策を提示できなかったことに対する政治責任の自覚が、「自由な社会主義」を掲げた経済政策家の活動の根底にあった。そして、このような政治責任、すなわちヴァイマル民主主義の没落に対する社会民主党の責任の自覚を、党首シューマッハーは共有していなかった。彼は、社会民主党のみが民主主義の立場からナチズムに対して抵抗したと主張し、それを道徳的根拠にして戦後の指導権要求を掲げて止まなかったのである⁷⁶。しかし、このような自負心から戦後の社会主義政党の展望が開かれるはずはなかった。それを補ったのが「自由な社会主義」の経済政策であった。

シラーの「自由な社会主義」の経済政策が、「可能な限りでの競争、必要な限りでの計画」という有名なテーゼとともに脚光を浴びたのは、1953年2月、ボーフムで開かれた社会民主党経済政策会議での演説であった。オレンハウアーが開会の辞を述べ、ドルトムント行動綱領で示された社会民主党の経済政策をさらに発展させる場がこのボーフム会議であるという位置づけを行った後、カール・シラーが経済政策、ヴィルヘルム・ギュリヒが財政政策、ハラルド・コッホが税制、ヘルマン・ファイトが社会的市

場経済の問題点について報告を行った⁷⁷。

シラーはこの演説で、「自由な社会主義」とは計画と競争という二つの方法を通じて生産力上昇と完全雇用という目的の達成を試みることでありと主張したが、計画よりは競争を優先していた。競争が抑えられて生産力上昇の妨げとなるのであれば、営業の自由の確保・反独占政策・協同組合等の自助組織の経営に対する助成策などによって競争の強化を促し、その他にも様々な「国家的競争政策」を取るべきであるとシラーは主張した。

社会的市場経済は政府の役割を市場適応的 (marktkonform) な範囲に限定するが、「自由な社会主義」は市場の外部からの「調整」を生産力上昇と完全雇用という目的のために肯定するのである。その「調整」のための手段として、シラーは個々の経済部門の状況・抱える困難の程度に応じて、「市場への影響」(Marktbeeinflussung)「市場介入」(Marktintervention)「市場制御」(Marktregulierung)の三段階を構想していた。

「自由な社会主義」のコンセプトは、シラーがこの演説の最後で述べた言葉によれば、「計画と価格メカニズムという『二つの世界の最良の要素』を統合することである。このジンテーゼは、人格の自由という我々すべてにとってかけがえのない価値を護るだけではなく、それと同様に重要な価値である社会的公正をも護る。このジンテーゼはプラクティカルな観点では西ドイツの現実の経済状況に対応し、市場経済と計画経済という二つの世界を統合する現実的で正しい第三の道」であった。

このような議論を展開するとき、シラーの念頭には、個人の自由を擁護するという立場から完全雇用政策を否定したハイエクがあった。計画の導入は必然的に全体主義的計画に帰結するというハイエク的テーゼに反駁する経済政策を打ち立てることが、「自由な社会主義」の任務であると自覚されていた⁷⁸。

ゆえに、「左派ケインズ主義」が「何よりも完全雇用を」という優先順位を掲げていたのに対し、シラーの「自由な社会主義」は完全雇用を重視しつつも、それは危機無き経済成長と調和する経済政策全体の枠組みの中

で実現に努力すべきと位置づけていた。個人の自由を犠牲にした「完全雇用の実現」ならヒトラーでさえ成し遂げたのであって、それに習ってはいけないのである。

「可能な限りでの競争、必要な限りでの計画」というシラーのテーゼをゴードスベルク綱領に書き込んだのはハインリヒ・ダイストであるが、彼ら「自由な社会主義」を掲げた人々の間に様々な意見の相違がなかったのではない⁷⁹。しかし彼らは基本的な傾向としては、社会的公正を実現するためにいかに資本の権力を効果的に、かつ中央集権的・官僚的手段によらずにコントロールするかという問題関心を共有していた。そして注目すべきは、彼らの経済理論や経済政策を狭い経済学を越えた枠組みのなかに位置付け、社会民主党の綱領全般にわたって理論的、社会科学的基礎を与えるために努力を傾注したことである。

その結果、「自由な社会主義」は「左派ケインズ主義」という経済政策に限定されない広がりを持ち、「倫理的社会主義」とも接点を持つことになるであろう。次章では、この問題を取り上げたい。

3 「自由な社会主義」と「倫理的社会主義」の結合

1 1954年4月のメーレム会議

1953年9月の連邦議会選挙敗北後の党改革論議を受けて、社会民主党幹部会は1954年3月に党改革に関する「勧告」を出すとともに、社会民主党の学者グループに基本綱領制定のための理論的な準備作業を進めるように依頼した。開催地を冠してメーレム会議と呼ばれることになったこのための研究会は、1954年4月12日から14日まで集中的な討議を行った。メーレム会議は、党内の綱領をめぐる様々な潮流が学問的な議論を戦わせる場となった。

この会議で党内左派のヴォルフガング・アーベントロートは、今なお階級対立は決定的であるとして史的唯物論の有効性を主張し、弁証法の中に

人間社会の現実の運動法則の適切な表現を見て、弁証法から歴史のあらゆる時代において規範的観念は導き出しうるのであると主張した。

このようなアーベントロートの議論と真っ向から対立したのは、「自由な社会主義」を掲げるゲルハルト・ヴァイサーであった。ヴァイサーは弁証法的認識方法に対して、規範的認識方法の独自の重みを強く主張した。ヴァイサーのバックボーンにも、決断としての社会主義、社会主義運動の主意主義的革新を説いたネルゾンのマルクス主義批判の論理があった。彼にとって弁証法的認識方法は、歴史事象の経験的法則を研究する際に利用可能な一つの作業仮説に過ぎなかった。階級闘争の仮説がまったく意義を失ったとまでは主張しないが、アーベントロートのように階級闘争を通時的に歴史を動かす力と考えると、階級闘争を引き起こす経済過程を重視する立場を認めることはできなかった。

ヴァイサーの考えでは、歴史の局面ごとに経済過程と階級闘争の関係・意義を研究する必要がある、戦後社会の現実には照らせば、前面に出ている重要な問題は「階級」よりも「人間」であるという洞察を社会主義者はしっかりと持たなければならなかった。「人間の問題」とは、生産手段の所有の変化によっても解決されないソ連邦の実験以後明らかになってきている新しい問題であり、現代民主主義の中にあって官僚化や組織化により脅かされている個人の自由や尊厳をどう護るかという問題であった⁸⁰。

この問題との関連で、ヴァイサーが基本綱領準備作業の不可欠の要素として重視したのは、工業化それ自体が社会生活に与える影響であった。この問題について、マルクス主義的な階級闘争テーゼは何も答えてくれないという。工業化の結果として、かつてなかった社会変動と相互依存の網が形成されている。その現実を考慮して、工業化が人間に与える影響についての社会科学的分析を、基本綱領制定にあたっては理論的準備作業として十分に行わなければいけないとヴァイサーは考えていた⁸¹。

メーレム会議でのアーベントロートとヴァイサーの鋭い対立を前にして、基本綱領のための理論的基礎を参加者全員の合意の上で樹立することは不

可能に近いという思いが、参加した学者達の間では強くなった。会議の討論では、マルクス主義およびマルクスに関する議論が深まれば深まるほど、一致点は少ないという認識が支配的になっていったといわれる。その意味でメーレム会議は、社会民主党の「左派」から「右派」までの学者・理論家を糾合した貴重な議論の場であったが、共有できる社会主義論を基本綱領に刻むことは不可能であるという挫折と諦めを共同認識する結果となってしまったのである⁸²。

メーレム会議の基調をなしたアーベントロートとヴァイサーの対立は、基本的には弁証法と規範的観念の関係をめぐっての対立であったが、この二人を両極にして、この研究会の構成メンバーの社会主義観・世界観・政策志向はもとより多様であり、グルーピングは決して図式的に一様には整理できないであろう。ケーザーは、メーレム会議に招集された学者を弁証法論者（アーベントロート）、経験主義者（シュタンマー、オルトリープ、フォン・オイエン、グアランド）、規範主義者ないしは倫理的社会主義者（アイヒラー、ヴァイサー、ヘンリ－ヘルマン）の三グループに分けている⁸³。

ケーザーの言う「経験主義者」の代表者である政治社会学者オット・シュタンマーは、1953年3月14日に社会民主党が主宰してトリアで開かれたカール・マルクス死後70年記念祭で「マルクスと現代の社会的危機」と題する基調報告を行っていた。彼は初期マルクスについての研究の進展を踏まえて、非ドグマ化されたマルクスを強調し高く評価する立場から、「マルクスの教えの中心は理論と実践の統一であった。それによって社会主義者には常に新しい課題が突きつけられる。というのは、絶えず展開される実践と、絶えず現実を分析しなくてはならない理論との間には相互作用が存在するからだ」と述べていた。

つまりシュタンマーは、いかなる知識も絶対化せず変化してゆく現実と突き合わせ、そこから新しい知識を得ようとする態度がマルクスの仕事の真髄であると主張した。マルクスの理論はすべてが無意味になったのでは

ないが、時代の変化とともに修正されねばならないという立場をシュタンマーは代表していたが⁸⁴、このような考え方は党首のオレンハウアーも同じ日の式典で強調していた⁸⁵。

ヴァイサーの議論には「今日の社会科学者は、マルクスに反対してでなく、マルクスなしで仕事をしなければならない」⁸⁶という主張があり、マルクスを捨て去って前進しろという呼びかけにはシュタンマーは同意できなかったと思われるが、全体としてはアーベントロートよりはヴァイサーとつながる考えを持っていた。すなわち、グループの呼び名の適否はさておき、ケーザーの分類した「経験主義者」は、アーベントロートとヴァイサーの間に立ちながら、ヴァイサーと連携して彼の議論を多数派にする「中間勢力」であったと位置付けられる。

その結果としてメーレム会議は、この後で基本綱領制定に参加する人々にとって共通の基盤となった「メーレムの14テーゼ」を出して締めくくられた。このテーゼを掲載した社会民主党の政治理論誌『ノイエ・ゲゼルシャフト』の創刊号によれば、会議では社会主義社会の可能性と性格・社会の運動法則の表現としての弁証法的方法等が論題となり、問題のいくつかは合意に達しなかったものの、「メーレムの14テーゼ」の表現については「一致が達成され得た」という⁸⁷。しかし、アーベントロートとヴァイサーの対立を知る者には、本当に全会一致で採択されたとは考えにくい。

「メーレムの14テーゼ」には「自由な社会主義」という概念がキーワードとして頻出しており、多分にヴァイサーが唱道した「自由な社会主義」が基礎にすえられた内容となっている。

第3テーゼは「人間の責任と目標を自覚した行動なしに、継続的にによりよい社会生活の形成を保証する社会的自動性など存在しない。ゆえに政治的活動と教育的活動はいつも手を携えて行かなければならない。自由な社会主義は絶えず課題となるであろう」と述べ、人間の意志と行動に基づいた永続的な課題として「自由な社会主義」が位置付けられた。

そして、制定されるであろう基本綱領の課題と構成の基本方針が、第4

テーゼに示されていた。「社会民主党の綱領で、自由な社会主義運動の政治的意志の精神的基礎を提示する際には二つの課題がある。一つは、今までの綱領と同様に、現在の社会的歴史的状況の分析を含まなければならない。次に、綱領は、歴史的に存在している状況に対する社会主義的批判や社会の新形成のための要求が生まれる基礎となっている、道徳的・文化的な規範について説明しなければならない。両者ともに、今世紀に到達された最新の社会科学の水準に照らして行われなければならない」。

つまり、現代はいかなる時代かについての社会科学的現代分析を従来の基本綱領と同じように行うが、19世紀の歴史主義の時代の知識に基づいて行うのではなく、それを批判的に克服し「今世紀に到達された最新の社会科学の水準に照らして」行うことが強調された。また、メーレム会議の対立軸であった弁証法と規範的観念の関係をめぐっても、「道徳的・文化的な規範」の説明に重きの置かれることが宣言された。

第7テーゼまでは社会民主党の性格規定、未来の基本綱領の原則、構成に関わるテーゼであるのに対し、第8テーゼ以降は基本綱領に盛り込まれるべき内容についての具体的提案であり、それは1955年3月以降の基本綱領委員会の議論に引き継がれてゆくことになる⁸⁸。

綱領の具体的要求の根底に置かれなければならないのは「すべての社会的事象は相互に作用しあっているのであるという認識」であり、「一面的な管轄権的思考 (Ressortdenken)」はいかなるものであっても否定されなければならない (第8テーゼ)。これは、各部門の「専門家」が管轄領域を定め分担執筆をして束ねた結果、長大でまとまりがなくなった1952年のドルトムント行動綱領に対する批判であった。この批判は、社会生活の個々の領域を関係づける共通の秩序体系に基本綱領は考慮を払うべきであるという要求 (第9テーゼ) につながっていく。

また、SPDの基本綱領は20世紀の「新しい隷属関係」(die neuen Abhängigkeiten) に注目した要求を掲げるべきであると主張した。「新しい隷属関係」とは、たとえば「自然支配技術や大衆操作術の発達、世界人口の増

大を通じて生じ、社会生活の自由を絶えず脅かす」隷属関係であり、階級闘争では克服できない、戦後の新しい産業社会の病理現象である。また技術革新が社会に与える影響も重視し、それらと戦うための制度的及び教育的手段を基本綱領は考案しなければならないというのである（第12テーゼ）。

基本綱領が示すべき秩序とは、ボルシェヴィズム的な秩序体系とは相容れない「自由な社会主義の秩序体系」である（第11テーゼ）。そして「自由な社会主義によって代表される秩序体系」については、「20世紀の社会的歴史的条件的のもとでは、社会生活過程に関して国家に唯一の権限を与えることは許されない。自由のためには、国家の最高の責任の下に社会を形成する諸力の多元的システムが存在しなければならない」と、ボン・デモクラシーの下での国家の積極的な役割と多元的な制度を肯定的に評価した（第13テーゼ）。

「自由な社会主義の秩序体系」を示すことが基本綱領の課題であるとした「メーレムの14テーゼ」が採択されたということは、オレンハウアーの指示の下で討議を委ねられた社会民主党系学者グループの中で、基本綱領制定の指針として「自由な社会主義」が主流となっていたことを示しており、これを踏まえて1954年の党大会で行動綱領の改訂と序文の追加が行われることになったのである。

2 「ベルリン綱領」の意義

1952年のドルトムント党大会で採択された行動綱領を、党の基本原則に関する序文を新たに付した上で改訂するという基本方針は、1953年9月の連邦議会選挙敗北後の党改革論議の帰結として出された「勸告」（1954年3月）で示されていた⁸⁹。このために党内では圧倒的少数派であった「倫理的社會主義者」のアイヒラーを長として60人からなる委員会が構成され、メーレム会議を経て、この委員会が練られた行動綱領改定案は1954年7月20日～24日の社会民主党のベルリン党大会に提案され、採択された。

改訂された行動綱領で注目されるのは、「目的と課題」(Ziele und Aufgaben)と題された文章が、1952年のドルトムント行動綱領にあったシューマッハーによる序言(Vorwort)の後に新たに挿入されたことである⁹⁰。「ベルリン序文」(die Berliner Präambel)と通称されるこの文章には、党内の「伝統主義者」に配慮した文言も見受けられる。たとえば、「カール・マルクスやフリードリヒ・エンゲルス、フェルディナンド・ラッサール、アウグスト・ベーベルからクルト・シューマッハー、ハンス・ベックラー、エルンスト・ロイターに至るまで、党の偉大な先駆者たちを想起することは党の変わらぬ義務となるであろう」「党は自己の本質や伝統を捨て去ることは決してないであろう」という言葉もある。

しかし、この「ベルリン序文」には、「社会主義は常に課題そのものである」「社会民主党は結党時の労働者政党から国民政党へと転化した」という、ゴードスベルク綱領の有名な言葉として紹介されることの少ないテーゼがすでに刻まれていた。

そして、「マルクスとエンゲルスは、前世紀に社会主義の科学的基礎を築いた。だがそれ以後、戦闘的社会主義の条件は根本的に変わってしまった。科学は自然や人間、社会の無限の可能性を切り開いた。他方あらゆる生活領域の組織化と技術化は、新しい隷属を生み出した。それらは人間の自由を脅かしている」と述べ、「人間の自由」を尊重する立場から20世紀が生んだ「新しい隷属」を克服することこそ、社会民主党の課題であるという位置付けを行った。ここには、ヴァイサーが中心となった「自由な社会主義」のメーレム・テーゼの影響が色濃く認められる。

また、「搾取や抑圧のない新しい社会は、歴史の法則によってひとりでは我々の手にはいるのではない。我々は責任ある目的意識を持った行動によってのみ、より良い社会を戦い取ることができる」という「倫理的社会主義」の主張、すなわち、決断としての社会主義、社会主義運動の主意主義的革新の主張を取り入れていた。このようなテーゼは、1947年のSPDの文化政策会議のツィーゲンハイン決議以来、「少数派」としてSPDの底

流にあったが、党大会で採択される綱領的文書に刻むことは1952年のドルトムント党大会では許されなかったのである。

経済政策の章では、前章で言及した1953年の経済政策会議を受けて、党指導部はカール・シラーが提唱した「可能な限りの競争を、必要な限りでの計画を」というテーゼを行動綱領に書き込もうとしたが、党内には少なからぬ抵抗が残っていた。反対者に対してシラーは、自由主義にとって競争は手段でなく目的であるが、社会主義にとっては競争も計画もともに手段であり、競争と計画は調和的に結びつくものであると応戦した。そして、競争は完全雇用を保証するものでなく、完全雇用のためには計画が必要であるとして、アメリカが1946年に制定した雇用法のような法律をドイツでも制定することを提案した⁹¹。

四つの大支部（Bezirk）から寄せられた提案（Antrag）136は、「可能な限りの競争を、必要な限りでの計画を」というテーゼを「自由と束縛」という表現で置き換えることを求めていた。この提案を擁護して、シュトゥットガルトのある代議員は、計画が社会的必要性によって決められるのではなく、競争によって制約されたり否定されるのは社会主義にもとると主張した。「可能な限りの競争を、必要な限りでの計画を」というテーゼの削除を求める声は決して弱くはなかったが、オレンハンアーを中心とする党指導部は、「競争」という表現の削除はSPDが統制経済を肯定しているという誤解を招きかねないとして提案136を拒否し、このテーゼを行動綱領に刻むことを貫徹した⁹²。こうして改訂行動綱領の経済政策の章には、ドルトムント行動綱領よりも一層明確に「自由な社会主義」の経済政策構想が盛り込まれた。

社会主義の基本原則問題を論じた「目的と課題」と経済政策に顕著であるが、1954年のベルリン党大会で改訂された行動綱領は、1959年のゴードスベルク綱領の基本的主張をいくつか見いだすことができるという以上のものであった。ここではすでに、ゴードスベルク綱領の名前とともに語られるSPDの基本原則問題に関する綱領的革新が相当行われていた。その

意味において、「ドルトムント行動綱領の改訂」というよりも「ベルリン綱領の採択」と言って過言ではない。

おわりに

シラーによれば、「倫理的社会主義」が道徳的訴え・新しい価値観・思想内容の深遠化によって人間の行動様式を変えようとするのに対して、「自由な社会主義」は組織や制度を変えることにも力点を置く。「自由な社会主義」は倫理的規範も尊重するが、人間だけではなく制度の変革も要求するのである⁹³。加えて、「左派ケインズ主義」の経済政策構想が「自由な社会主義」の基礎にあったことは重視されるべきである。従って、完全雇用と秩序ある経済成長、福祉国家は「自由な社会主義」の目標として堂々と掲げられる。

これに対して、ネルズンからアイヒラーに至る「倫理的社会主義」の思想的系譜や組織的実践には断絶面も看過できないが、一貫している社会主義観は、教育と人格形成による人間の意識変革に何よりも重きを置いていたことであった。経済的充足や福祉国家の確立を優先課題とし、資本主義社会の経済構造の変革によって社会主義が到来するという考え方に対する拒絶は、戦後のアイヒラーにおいても強かった。彼が政治教育の充実や「教育の機会均等」の実現のために尽力したことは、戦後の「倫理的社会主義」の政策的力点がどこにあったかを示している。

第1章で扱った「倫理的社会主義」と、第2章で議論の対象とした「自由な社会主義」は、しばしば重なり合うものとして説明されるが、この2つの概念を等号で結ぶことはできない。「自由な社会主義」は社会主義の主意主義的革新によって基本的に「倫理的社会主義」を肯定するが、「倫理的社会主義」は福祉国家に対する懐疑的見解もあって、必ずしも「自由な社会主義」を受け入れられなかったであろう。

本稿の第3章で扱った1954年のメーレム会議からベルリン行動綱領制定

に至る過程で注目すべきは、ともに SPD 内少数派であった「倫理的社会主義」と「自由な社会主義」の同盟と融合が成立していったということである。それと並行して、アーベントロートを象徴的存在とする「弁証法的マルクス主義者」の党内における孤立化と周辺化が、基本綱領論議の展開とともに加速化し明確になった。その帰結が、社会主義の基本原則問題に関する序文「目的と課題」を追加した「ベルリン綱領」が党大会で採択されたことであった。

ところですでに指摘したように、ゴードスベルク綱領で「社会主義の基本的価値」として掲げられたのは「自由」「公正」「連帯」であった。「ベルリン綱領」では「社会主義の基本的価値」という概念や「基本的価値」としての三つの価値理念がまだ刻まれてはいないが、アイヒラーはベルリン党大会の演説で、「自由と公正の実現、連帯する共同体の建設が人間性の条件であるような社会を目指してわれわれは戦う」と述べていた。その際興味深いのは、アイヒラーが「自由」を始めとする価値理念を師のネルゾンではなくマルクスの遺産との関連で強調していることである。彼の理解に従えば、マルクスによって最高の価値を与えられているのは「人間の自由」であって、それがヒューマンイズムの伝統や平等や連帯の理念とも結びつくのである⁹⁴。

このように、基本綱領問題を考えるに際して、1954年7月のベルリン党大会は重要な画期であったが、この党大会の開かれた時期は、ジュネーブ会議とフランスによるヨーロッパ防衛共同体条約批准拒否の狭間であり、いきおい、党大会でも国際政治・安全保障に関わる問題が強い関心を引いていた。なかんづく、最も議論が白熱したのは再軍備とドイツ統一をめぐることであり、基本綱領をめぐる議論はその影に隠れたかの感があった。

アイヒラーが行動綱領改訂委員会を代表して改訂案について報告したのは党大会の最終日で、その後の討論者は3名を残すだけであった。党指導部は改訂案を章ごとに票決するのではなく、一括して可否を採決することにした。その結果反対は数票を数えるのみであったが、十分な討議を通じて

党大会の理解を得たとは言えなかった⁹⁵。オレンハウアー等の党指導部も、議論が沸騰しないように、党大会の終了近くに綱領問題を議題にのせたのではと考えるのは邪推であろうか。

ヴァイサーにとって、「メーレムの14テーゼ」と「ベルリン綱領」の採択は「倫理的社会主義」と結合した「自由な社会主義」の勝利宣言であった⁹⁶。彼もアイヒラーも、これをステップにして基本綱領草案を1956年の党大会にはかることができるともくろんでいた⁹⁷。が、「倫理的社会主義者」と「自由な社会主義者」の同盟が成立したとはいえ、戦後の社会民主党員の多数派は、少なくとも1950年代の前半の時点では、ヒトラーに敗北する以前の党の地平から戦後も活動を再開することを当然と考えていたヴァイマル時代からの党员で、弁証法を駆使する理論家でなくとも漠然と自らをマルクス主義者と考えていた人々をも含む「伝統主義者」であった。彼らは大勢としては、組織問題や人事と比べて基本綱領の革新には関心が薄かった。彼らの沈黙と無関心があって「ベルリン綱領」は採択されたが、党大会での十分な時間を割いての議論を避けたこともあって、綱領的革新の党内への浸透はまだであった。「ベルリン綱領」の内容とその革新的意義が「伝統主義者」に理解されて採択されたのではなかった。行動綱領から基本綱領への発展は、さらなる政策的・綱領的革新と並んでこの限界の克服が課題となり、ヴァイサーやアイヒラーが予想していた以上の紆余曲折と困難をともしつつ、さらに5年余の歳月を要するのである。

付記

本稿は平成10年度「学術振興野村基金」の研究助成による成果の一部である。

注

- 1 ハンス・ヨゼフ・シュタインベルク（時永淑、堀川哲訳）『社会主義とドイツ社会民主党—第一次大戦前のドイツ社会民主党のイデオロギー』（お茶の水書房、

1983), 192~193頁。

- 2 社會主義の基本的価値として、ゴードスベルク綱領は Freiheit (自由)、Gerechtigkeit (公正)、Solidarität (連帯) を提示した。
- 3 Thomas Meyer, "Willi Eichler-Vater des Godesberger Programms", *Die Neue Gesellschaft/Frankfurter Hefte*, 1991, 38.Jg., S.1048f.
- 4 ドイツ語文献では、Ethischer Sozialismus も Freiheitlicher Sozialismus も通常カッコを付けずに用いられるが、本稿ではここで断ったような意味合いを持つ概念として用いる場合に「 」に入れて使うことにする。
- 5 1955年3月に基本綱領委員会が設置されてからゴードスベルク綱領が制定されるまでの過程は、準備中の別稿で扱うので本稿では触れていない。
- 6 Susanne Miller, "Kritische Philosophie als Herausforderung zum Widerstand gegen den Nationalsozialismus", in: Sabine Lemke - Müller (Hrsg.), *Ethik des Widerstandes*, Bonn, 1996, S.32f.
- 7 Willi Eichler, *Weltanschauung und Politik: Reden und Aufsätze*, (herausgegeben und eingeleitet von Gerhard Weisser, unter Mitwirkung von Susanne Miller, Bruno Friedrich, Klaus Helfer, Franklin Schultheiß), Frankfurt am Main, 1967, S.189.
- 8 Sabine Lemke-Müller, *Ethischer Sozialismus und soziale Demokratie: Der politische Weg Willi Eichlers vom ISK zur SPD*, Bonn, 1988, S.38ff.
- 9 Werner Link, *Die Geschichte des Internationalen Jugendbundes und des Internationalen Sozialistischen Kampfbundes*, Meisenheim, 1964, S.9ff.
- 10 Leonald Nelson, "Ideale des öffentlichen Lebens", in: Nelson, *Ausgewählte Schriften* (herausgegeben und eingeleitet von Heinz-Joachim Heydorn), Frankfurt am Main, 1992, S.93.
- 11 Lemke-Müller, *Ethischer Sozialismus und soziale Demokratie*, S.72ff.
- 12 Ebenda, S.34f.
- 13 Miller, *a.a.O.*, S.37f.
- 14 Nelson, "Ethischer Realismus", in: Nelson, *Ausgewählte Schriften*, S.184ff, 195f.
- 15 Eichler, *a.a.O.*, S.54, 305.

- 16 Thomas Meyer, "Willi Eichler-Politiker, Programmatiker, Publizist", in: *Willi Eichler zum 100. Geburtstag. Dokumentation einer Festveranstaltung am 7. Februar 1995 in der Friedrich-Ebert-Stiftung*, Bonn, 1996, S.12.
- 17 Link, *a.a.O.*, S.9.
- 18 Lemke-Müller, *Ethischer Sozialismus und soziale Demokratie*, S.93ff.
- 19 オッペンハイマーの「自由社会主義」(Liberalsozialismus)が、本稿の後段で論ずる「自由な社会主義」(Freiheitlicher Sozialismus)とは内容を異にしていることについては、Gerhard Weisser, "Freiheitlicher Sozialismus", in: *Handwörterbuch der Sozialwissenschaften*, Bd.9, Stuttgart-Tübingen-Göttingen, 1956, S.509ff.
 なお、トマス・リハは、オッペンハイマーを「農業社会主義」の系譜に位置付けている。トマス・リハ、原田哲史・出村信一・内田博訳『ドイツ政治経済学』(ミネルヴァ書房、1992), 246頁以下。また、以下の文献も参照、鈴木幸寿「ヴァイマル期のドイツ社会学-F. オッペンハイマーを中心に」『和洋女子大学紀要』文系編、38号、1998年3月、81～97頁。
- 20 Link, *a.a.O.*, S.21f.
- 21 Ebenda, S.16f.
- 22 Lemke-Müller, *Ethischer Sozialismus und soziale Demokratie*, S.28f.
- 23 Eichler, *a.a.O.*, S.16f.
- 24 Lemke-Müller, *Ethischer Sozialismus und soziale Demokratie*, S.55.
- 25 Eichler, *a.a.O.*, S.386.
- 26 Lemke-Müller, *Ethischer Sozialismus und soziale Demokratie*, S.51.
- 27 Ebenda, S.74ff.
- 28 Ebenda, S.136.
- 29 Ebenda, S.58ff.
- 30 Eichler, *a.a.O.*, S.19
- 31 Lemke-Müller, *Ethischer Sozialismus und soziale Demokratie*, S.132ff.
- 32 Werner Röder, *Die deutschen sozialistischen Exilgruppen in Großbritannien*, Hannover, 1968, S.231.

33 Ebenda, S.237ff.

34 アイヒラーはオレンハウアーに対する追悼文で、分裂・対立状態にあった亡命社会主義者の組織的統一が実現した場所はロンドンだけであったことを指摘し、「合意形成の達人」「寛大なる和解の才人」であったオレンハウアーの役割が大きかったことを強調している。Eichler, *a.a.O.*, S.421.

アイヒラーはオレンハウアーのもとでSPDの綱領論議に深く関与するようになってゆくが、綱領論議をはじめいろいろな局面で、アイヒラーはオレンハウアーの意向に忠実に動いていることにわれわれは気づくであろう。

35 Eichler, *a.a.O.*, S.385.

36 Julius Braunthal, *Geschichte der Internationale (Bd. 3)*, Berlin/ Bonn, 1978, S.248.

37 Ebenda, S.250.

38 Willi Eichler, "Religion und Ethik in ihrer Bedeutung für den Sozialismus", *Geist und Tat*, April 1953, S.97-99.

39 拙稿「シューマッハー時代のドイツ社会民主党の基本綱領制定運動」【社会文化研究】(広島大学総合科学部紀要Ⅱ)、第22巻、1996、167頁以下。

40 Kurt Klotzbach, *Der Weg zur Staatspartei*, Berlin/Bonn, 1982, S.598.

41 Eichler, "Um den geistigen Standort der SPD", *Geist und Tat*, September 1950, S.379.

42 Ebenda, S.381.

43 Eichler, "Wohlfahrtsstaat und Sozialismus", *Geist und Tat*, August 1955, S.225ff.

44 Eichler, *Weltanschauung und Politik*, S.7.

45 Eichler, *Weltanschauung und Politik*, S.387.

46 Link, *a.a.O.*, S.14.

47 Gerhard Weisser, "Freiheitlicher Sozialismus", in: *Handwörterbuch der Sozialwissenschaften*, Bd.9, S.509ff.

48 Helga Grebing, "Der Sozialismus", in: Axel Schildt, Arnold Sywottek (Hrsg.), *Modernisierung im Wiederaufbau*, Bonn, 1993, S.647.

49 Röder, *a.a.O.*, S.272.

- 50 Michael Held, *Sozialdemokratie und Keynesianismus: Von der Weltwirtschaftskrise bis zum Godesberger Programm*, Frankfurt a. M./ New York, 1982, S.178.
- 51 Ebenda, S.180.
- 52 Richard Löwenthal (Paul Sering) , *Jenseits des Kapitalismus*, Berlin/Bonn, 1977 (Nachdr. d. 1947 ersch. 1. Aufl.) , 268S.
- 53 Held, *a.a.O.*, S.184ff, 191ff.
- 54 Richard Löwenthal, "Sozialismus ohne Utopie", *Die Neue Gesellschaft*, September/Oktober 1954, S.50.
- 55 Ebenda, S.53.
- 56 *Protokoll der Verhandlungen des Parteitages der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands vom 11. bis. 14. September 1948 in Düsseldorf*, Hamburg, o.J., S.141ff. ツォルンはミュンヘンのSPDで活動をしていた。
- 57 1948年の党大会はシューマッハーが病氣療養中で、当時副党首のオレンハンアーが指揮を取っていた。このツォルン演説の内容については、党大会に先立って党幹部会で検討がなされていた。「社会化」を否定する演説を党大会で行うことに大勢としては批判が強かったが、ツォルン演説の基本的方向は正しいと擁護して党大会の正式プログラムからはずさせなかったのはオレンハンアーであった。

"Protokoll der Sitzung des Parteivorstandes am 27. und 28. August 1948" S.1, Parteivorstand-Protokoll 1948, Archiv der sozialen Demokratie in Bonn.
- 58 Erich Otto, *Die Wirtschaftskonzeption der SPD nach 1945*, Marburg, 1978, S.249.

アガルツがシューマッハーに引き立てられたのは、1939年に二人がベルリンのゲシュタポで拘留されていたときに築かれた人間的な信頼関係に起因すると言われる。
- 59 *Protokoll der Verhandlungen des Parteitages der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands vom 9. bis 11. Mai 1946 in Hannover*, Hamburg, 1947, S.61.
- 60 Ebenda, S.62f.
- 61 Grebing, *a.a.O.*, S.653.

110 戦後ドイツ社会民主党における「倫理的社会主義」と「自由な社会主義」

62 Held, *a.a.O.*, S.226ff.

63 Jürgen Treulieb, "Ein Schicksal im Kalten Krieg: Viktor Agartz", in: Peter Grafe, Bodo Hombach, Reinhard Grätz, *Der Lokomotive in voller Fahrt die Räder wechseln: Geschichte und Geschichten aus Nordrhein-Westfalen*, Berlin, 1987, S.77ff.

64 Ebenda, S.81ff. 1957年3月26日、アガルツは西ドイツの公安機関に逮捕された。理由は、彼が編集していた *Wieso* という雑誌を東ドイツが買い取っていたことが（月に2000部、1万マルク）、法に違反するというものだった。アガルツの弁護を担当したのは、1957年に SPD に入党したばかりで、後に大統領になるグスタフ・ハイネマンであった。1957年12月カールスルーエで無罪判決が出されたが、東ドイツと通じていたことからアガルツの政治生命は絶たれた。

65 Held, *a.a.O.*, S.206.

66 *Jahrbuch der SPD 1948/1949*, Hannover, 1949, S.140.

67 *Jahrbuch der SPD 1950/1951*, o.O., o.J., S.243ff.

68 Held, *a.a.O.*, S.228ff.

69 Ebenda, S.233ff.

70 Otto, *a.a.O.*, S.242f.

71 Claudia Nölting, *Erik Nölting: Wirtschaftsminister und Theoretiker der SPD (1892-1953)*, Essen, 1989, S.343.

72 Grebing, *a.a.O.*, S.649.

73 Claudia Nölting, *a.a.O.*, S.349.

74 Karl Schiller, *Aufgaben und Versuche. Zur neuen Ordnung von Gesellschaft und Wirtschaft*, Hamburg, 1953, S.155.

75 Ebenda, S.63.

76 シューマッハー自身がナチズムに対する戦闘的な抵抗者として強制収容所で苦しんだ経験を持っていた故か、他に理由があったのか定かではないが、自らの抵抗を誇り「道徳的指導権要求」を掲げこそすれ、ドイツが他者に与えた苦しみに対する責任を政治家として自ら担おうという言葉をシューマッハーの発言録の中に見いだすことはできない。

- Susanne Miller, "Kurt Schumacher. Vorsitzender der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands im Urteil von Zeitgenossen", in: Jürgen Kocka u.a. (Hrsg.), *Von der Arbeiterbewegung bis zum modernen Sozialstaat: Festschrift für Gerhard A. Ritter zum 65. Geburtstag*, München/New Providence/London/ Paris, 1994, S.168f.
- 77 SPDの機関誌『ノイエ・フォアヴェルト』はボーフム会議での議論を詳細に紹介し、この会議によって「社会民主主義的統制経済」という神話は徹底的に打破されたと報じた。*Neuer Vorwärts*, 6. März 1953, S.3f.
- 78 Schiller, *a.a.O.*, S.64.
- 79 Helmut Köser, "Die Kontrolle wirtschaftlicher Macht: Heinrich Deist und das Godesberger Programm", *Aus Politik und Zeitgeschichte*, B14/1974, S.22.
- 80 Helmut Köser, *Die Grundsatzdebatte in der SPD von 1945/46 bis 1958/59*, Diss. Freiburg, 1971, S.216ff. [以下、*Grundsatzdebatte* と略]
- 81 Gerhard Weisser, "Krise der Bewegung oder Krise der Lehre", *Die Neue Gesellschaft*, Juli/August 1954, S.10. ここでヴァイサーが提起した問題は「新しい隷属」(die neuen Abhängigkeiten) と概念化され、後述のメーレム会議の第12テーゼに取り上げられている。
- 82 Köser, *Grundsatzdebatte.*, S.216.
- 83 Ebenda, S.213.
- 84 *Neuer Vorwärts*, 20. März 1953, S.3.
- 85 トリアのマルクス記念祭でのオレンハウアーの演説は、Erich Ollenhauer, *Reden und Schriften*, Berlin/Bonn, 1964, S.281ff.
- 86 Gerhard Weisser, "Ethischer Sozialismus", *Neuer Vorwärts*, 2. Dezember 1955, S.6.
- 87 メーレム決議については *Die Neue Gesellschaft*, Juli/August 1954, S.62ff.
- 88 Köser, *Grundsatzdebatte.*, S.219.
- 89 拙稿「1950年代前半のドイツ社会民主党の危機」『社会文化研究』、第21巻、1995年、144頁。
- 90 Dieter Dowe/Kurt Klotzbach (Hrsg.), *Programmatische Dokumente der deutschen*

112 戦後ドイツ社会民主党における「倫理的社会主義」と「自由な社会主義」

Sozialdemokratie, Bonn, 1990, S.303ff.

91 *Protokoll der Verhandlungen des Parteitages des Sozialdemokratischen Partei Deutschlands vom 20. bis. 24. Juli 1954 in Berlin*, o.O., o.J., S.326ff.

92 Ebenda, S.330.

93 Schiller, a.a.O., S.159.

94 *Protokoll der Verhandlungen des Parteitages des Sozialdemokratischen Partei Deutschlands in Berlin*, S.153.

95 Ebenda, S.331.

96 注の19番に記した「自由な社会主義」についての解説を参照。

97 Köser, “Die Kontrolle wirtschaftlicher Macht”, S.9